

TOPCON コーポレートガバナンス・ガイドライン

第1章 総則

1. 目的及びコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

株式会社トプコン（以下、「当社」という）は、当社及びその関係会社で構成されるトプコングループ（以下、「当社グループ」という）の役員・社員が共有すべき価値観、判断軸と行動の基本原則である「TOPCON WAY」に基づき、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、TOPCON コーポレートガバナンス・ガイドライン（以下、「本ガイドライン」という）を制定し、実効性のあるコーポレートガバナンスを実現する。

2. 制定・改定・廃止

本ガイドラインの制定・改定・廃止は、取締役会の決議を経て行う。

第2章 ステークホルダーとの関係

1. 株主等との関係

(1) 株主の権利確保

当社は、株主に対し、適時・適切な情報開示を行い、信頼関係の形成と当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めるとともに、株主の権利、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に努める。株主の基本的権利を尊重するとともに、特定株主に対する特別な利益供与等の禁止等、少数株主及び外国人株主を含むすべての株主の権利を実質的に確保する。

(2) 株主総会

当社は、株主総会が意思決定機関としての機能を有することに加え、株主と取締役・監査役とのコミュニケーションの場であることに鑑み、議決権をはじめとする株主の権利行使を確保すべく、以下のとおり環境を整備する。

- ・株主総会の開催日については、議決権行使期間の確保や株主総会への出席等を考慮した適切な日を設定するよう努める。
- ・招集通知は、記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努める。
- ・招集通知発送の日に先立ち、当社ウェブサイトに掲載する等の方法により招集通知を公表する。
- ・議決権電子行使プラットフォームの活用や招集通知参考書類の英訳を当社ウェブサイトに掲載する等の方法により、株主が議決権行使を行いやすい環境を整備する。
- ・取締役会は、株主総会における議決権行使結果を真摯に受け止め、議案に対する賛否結果の分析等を実施するとともに、株主との対話その他の対応を検討する。

(3) 株主との建設的な対話

当社は、株主との建設的な対話を通じ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう努める。また、株主との建設的な対話を促進するため、株主との対話に関する基本方針を別途定め、基本方針に従って株主との建設的な対話に取り組み、当社グループの中長期的な経営方針及び財務内容等を公平・迅速・正確に公表する。

(4) 資本政策の基本的な方針

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値及び株主価値の向上のため、株主資本効率及び株主還元等のバランスを考慮しつつ、財務基盤を確保する。また、将来事業への投資や自己資本強化を考慮しながら、株主還元を実施する。

(5) 政策保有株式に関する方針

- ・当社は、政策保有株式について、事業活動を営むうえで必要である安定的な調達や取引の維持・強化に該当する場合において保有する。取引状況等、中長期的な経済合理性を検証し、売却も含め保有の合理性について取締役会にて適宜見直しを行い、当社グループの中長期的な企業価値の向上につながると判断できる場合に限り、政策保有株式を保有するものとする。
- ・政策保有株式の議決権行使については、当社グループの中長期的な企業価値の向上につながるか否かを総合的に判断して議案への賛否を決定する。

(6) 買収防衛策

- ・当社は、買収防衛策を導入しない。
- ・取締役会は、当社株式が公開買付けに付された場合、公開買付者等に対し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上施策の説明を求める。

(7) 関連当事者間の取引の防止

- ・当社は、当社と取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引について、取締役会での審議・承認を要することとする。
- ・当社は、関連当事者間の取引について、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに金融商品取引所が定める規則に従って、開示する。

2. 社員との関係

当社グループは、社員とのコミュニケーションを大切にし、国籍、人種、性別を問わず多様な個性や価値観を有した人財が、創造と革新の精神をもって、その能力を最大限発揮し、活躍できる企業を目指す。

- ・当社グループは、上記の目的を達成するために、当社グループ共通の行動指針である「トプコングローバル行動基準」を周知し、実践するとともに、法令遵守の徹底を図る。

- ・当社グループは、法令、社内規程、「トップコングローバル行動基準」に違反する行為、又はそのおそれのある行為について、社員による情報提供、通報を促し、早期の発見を図る。
- ・当社グループは、法令及び社内規程等に従って情報提供者・通報内容を秘密として保持し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。

3. お客様との関係

当社グループは、変化を先取りしながら潜在的なニーズを掘り起こし、お客様の要求に応え、また、社会の課題を解決する高品質で安全な商品・サービスを先駆けて提供し、顧客満足の向上に努める。

4. 取引先との関係

当社グループは、代理店・サプライヤー等の事業パートナーとの相互信頼とパートナーシップを尊重し、情報の共有と密接な連携により、共に事業を発展させる。

5. 社会との関係

当社グループは、事業を通じた社会問題の解決、地球環境への配慮、社会貢献活動などによるCSR活動を推進し、すべてのステークホルダーの信頼に応え、よりよい社会の実現を追求し続ける。

第3章 情報開示の充実

当社は、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供について、全ての株主・投資家に対して、当社グループについて一層の理解を深め、当社グループの価値を正当に評価することを目的として、中長期的な経営方針及び財務内容等に関して、公平、迅速、正確、積極的かつ持続的な情報開示に取り組む。

- ・当社は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに金融商品取引所が定める規則を遵守し、適時適切に開示する。

第4章 コーポレートガバナンスの体制

1. 機関設計

当社は、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択する。

取締役会は、複数の独立社外取締役を選任し、経営に外部の視点を直接取り入れ、監督機能の充実を図る。

監査役会と、内部監査部門である「経営監査室」とは、事前かつ相互に監査計画や監査方針等につき協議し、年度中、定期的に情報交換を行うなどの相互連携を図り、監査役の業務の効率性・実効性を高める。

また、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外役員で構成する、指名報酬諮問委員会を設置する。

2. 取締役会

(1) 取締役会の役割・責務

取締役会は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主に対する受託者責任を認識し、「経営の健全性の維持」「経営の透明性の確保」に加え、「経営効率の向上」を正しく達成し、当社グループの企業経営に関わるすべてのステークホルダーに対する社会的責任を果たすよう行動する。

- ・取締役会は、上記の責任を果たすため、当社グループの業績等の評価、内部統制システム、リスク管理体制の適切な整備・運用その他経営全般に関する監督を独立した客観的な立場から行う。
- ・取締役会は、法令・定款に定めのある事項その他経営に関する重要事項の意思決定を行い、その意思決定に基づく業務執行体制として執行役員制度を設け、執行役員に日常の業務執行を委ねる。執行役員は、当社グループの事業分野において必要とされる知識・経験の有無を考慮し、取締役会の決議により選任する。
- ・取締役会は、監査役又は会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の対応体制を確立する。
- ・取締役会は、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、結果の概要を開示する。

(2) 取締役会の構成

- ・当社は、複数の独立社外取締役を選任し、独立社外取締役が取締役会において独立かつ客観的な立場から意見を述べることにより、経営の監督体制を確保する。
- ・取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、取締役会の意思決定及び監督機能を効果的に発揮できる適切な員数を維持する。

(3) 内部統制

取締役会は、適切な統制のもとで迅速な業務執行が行われるようにするため、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、コンプライアンス、財務報告の適正性の確保、リスクマネジメント等のための当社グループの体制構築と運用状況を監督する。

- ・当社は、内部監査部門として「経営監査室」を設け、内部管理体制の適正性や有効性を検証し、重要な事項があれば取締役会等に適時に報告する体制を整備する。
- ・当社は、「リスク・コンプライアンス基本規程」を定め、当社グループに生ずるあらゆるリスクに、その内容に応じ、適時・適切に対応し得る危機管理体制を整備する。
- ・当社は、取締役の競業取引及び取締役と会社の取引その他両者の利益が相反する取引について、取締役会の承認事項とする。

3. 監査役会

(1) 監査役会の役割・責務

監査役会は、株主に対する受託者責任を認識し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて企業の健全性を確保し、株主共同の利益のために行動する。

- ・監査役会は、社外取締役及び内部監査部門と連携する。

(2) 監査役会の構成

- ・当社は、透明性や公正性の確保の観点から、監査役会の半数以上を独立社外監査役とする。
- ・監査役は、適切な経験・能力を有する者を選任する。
- ・監査役会は、監査役会として必要な財務・会計・法務に関する知見を有するものとし、特に財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名以上選任する。

(3) 会計監査人及び内部監査部門との関係

監査役会は、会計監査人及び内部監査部門と連携し、十分かつ適正な監査を行うことができる体制を確保する。

- ・監査役会は、会計監査人を適切に選定し、評価するための評価基準及び選任基準を策定し、独立性と専門性について確認する。
- ・監査役会は、会計監査人又は内部監査部門が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合に対応する体制を確立する。

4. 会計監査人

会計監査人は、当社グループの財務情報の信頼性を担保する重要な役割を担い、株主や投資家に対して責務を負う。

- ・会計監査人は、監査役会と連携し、適正な監査を行うことができる体制を確保する。
- ・会計監査人は、独立性と専門性を確保する。
- ・会計監査人は、会計監査を適正に行うために必要な監査の品質管理の基準を遵守する。

5. 指名報酬諮問委員会

当社は、社長及び取締役候補の選定等並びに取締役の報酬等の取扱いに係る客観性・透明性を確保することを目的として、取締役会から独立した指名報酬諮問委員会を置く。

- ・指名報酬諮問委員会は、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外役員で構成する。
- ・指名報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役会に対して提言を行う。

6. 内部監査部門等

当社は、内部監査部門として「経営監査室」を設け、以下のとおり内部管理体制の適切性や有効性を検証する。

- ・経営監査室は、当社グループにおけるコーポレートガバナンス・リスクマネジメントの向上に資することを目的とし、当社グループの内部監査に関する業務を掌り、コンプライアンス等の内部管理体制の適正性や有効性を検証し、重要な問題事項があれば、取締役会、監査役会及び代表取締役社長へ適時に報告する体制を整備する。
- ・経営監査室は、監査役及び会計監査人と連携する。

- ・経営監査室は、当社グループの内部通報に関し、リスク情報の早期発見及び迅速・適切な通報内容への対応を行う。

7. 取締役及び監査役

(1) 取締役

取締役は、株主に対する受託者責任を認識し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役としての職務を執行する。

- ・取締役は、取締役会の一員として、業務執行取締役及び執行役員による業務執行を監督する。
- ・取締役は、その職務を執行するために十分な情報を収集するとともに、取締役会において説明を求め、積極的に発言し、自由闊達で建設的な議論を行う。
- ・取締役は、その役割・責務を適切に果たすために積極的に情報を収集し、必要な場合には、当社の負担において外部の専門家の助言を得る。
- ・取締役は、他の会社の役員等を兼任する場合は合理的な範囲に留め、当社における役割と責務を適切に果たすための時間を確保する。
- ・当社は、インセンティブとして、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた中長期業績連動報酬を採用する（社外取締役を除く）。

(2) 監査役

監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて企業の健全性を確保し、監査役としての職務を執行する。

- ・監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び監査の分担に従い、取締役会をはじめとした当社の重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告、資料・情報の提供を受け、内部監査部門及び会計監査人との連携を図り、取締役及び執行役員等の職務執行状況を監査する。
- ・監査役は、取締役会の意思決定及び内部統制システムの構築と運用状況を監査する。
- ・監査役は、当社の重要な会議への出席等により監査に必要な情報を積極的に収集し、必要に応じて取締役に対して適切に意見を述べる。
- ・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために積極的に情報を収集し、必要な場合には、当社の負担において外部の専門家の助言を得る。
- ・監査役は、他の会社の役員等を兼任する場合は合理的な範囲に留め、当社における役割と責務を適切に果たすための時間を確保する。

(3) 独立社外取締役及び独立社外監査役

独立社外取締役及び独立社外監査役は、執行の監督、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るための助言、利益相反の監督を行うとともに、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に反映する。

- ・独立社外取締役は、当社グループの事業に関する事項及びコーポレートガバナンスについて情報を共有し、各取締役、執行役員、監査役との意見交換を行う。

- ・当社は、金融商品取引所が定める独立性要件を満たす社外取締役及び社外監査役を選任する。
- ・独立社外取締役及び独立社外監査役は、定期的な会合の開催等により、独立した客観的な立場に基づく情報交換、認識共有に努める。

(4) 支援体制

当社は、以下のとおり、取締役及び監査役がその役割・責務を果たすための実効的かつ十分な支援体制を整備する。

- ・取締役会で十分な議論が可能となるよう、以下のとおり取締役会を運営する。
 - ① 取締役会の年間スケジュールを作成し、審議事項の年間計画を立てる。
 - ② 取締役会において十分な議論ができる適切な審議時間を設定する。
 - ③ 取締役会の審議事項に関する資料を、十分に先立って配付する。
 - ④ 上記に限らず、取締役が意思決定に必要な情報並びに監査役がその職務遂行に必要な情報を随時提供する。
- ・監査役の職務の補助、その他監査役の活動を支援するべく、必要に応じて補助者を選任し、監査役の求める会社情報の提供や、社内連携の調整を行う。
- ・社外取締役及び社外監査役の職務の執行に必要な情報提供を求められた場合、積極的に情報を提供する。
- ・取締役及び監査役の職務の執行に必要と認められる予算を確保する。

(5) トレーニングの方針

当社は、以下のとおり、取締役及び監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要な事業活動に関する情報、知識を提供する。

- ・取締役又は監査役が新たに就任する際は、当社グループの事業に関連する法令やコーポレートガバナンスに関する研修を実施し、就任後においても、これらの研修を継続的に実施する。
- ・上記に加えて、社外取締役又は社外監査役が新たに就任する際は、当社グループの事業・組織等に関する内容を説明し、就任後においても当社グループの事業戦略や対処すべき課題等について、必要な情報を継続的に提供する。

以 上

2015年11月25日制定

2017年 6月28日改定

2018年11月29日改定

2020年 6月25日改定

2021年12月1日改定

別紙 1

<株主との対話に関する基本方針>

(株主等との対話者)

IR 担当役員は、当社における株主等との対話全般について統轄し、建設的な対話の実現に努める。株主等との対話は、株主等の希望と面談の主な関心事項も踏まえたうえで、合理的な範囲で、上記の者のほか、代表取締役社長や上記の者から指名された者（経営陣幹部、社外取締役を含む取締役又は監査役）が行う。

(対話を補助する社内体制)

株主等との建設的な対話に資するよう、社内の IR、経営企画、財務、総務、法務、営業等の各部門が定期的に協議するなど、有機的に連携する体制を構築する。

(対話の手段の充実に係る取組み)

株主総会や個別面談のほか、株主等の中長期的な視点による関心事項等も踏まえ、説明会等の多様な活動を通じて建設的な対話の充実に努める。

(社内へのフィードバック)

IR 担当役員は、対話により把握した株主等の意見、関心事や懸念等を取締役会及び経営陣に定期的かつ適時に報告する。また、IR 部門より適宜社内にフィードバックし、情報共有する。

(インサイダー情報の管理)

株主等との対話を行うにあたり、インサイダー情報の管理については、役員及び社員等による重要事実の管理に関する規則を定め、情報管理の徹底に努めている。

以 上